

第1回 長与町あたらしい学校づくり検討委員会

【次第】

- I 授業参観及び学校施設等見学
- II 長与町あたらしい学校づくり検討委員会
 - 1 開会
 - 2 開会あいさつ
 - 3 委員委嘱
 - 4 委員長・副委員長選出
 - 5 議事
 - (1) 委員会の趣旨・目的について
 - (2) 令和の日本型学校教育について
 - (3) 義務教育学校制度について
 - (4) その他
 - 6 閉会



日時：令和6年5月16日（木）13:30～16:30

場所：長与町立高田小学校多目的室

■ 趣旨と目的

1 長与町あたらしい学校づくり検討委員会設置の背景

文部科学省に設置の中央教育審議会から令和3年1月26日付で「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）」が発出され、これからの学校には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

本町の児童生徒の安定した学力は、「教育の町」を標榜する本町のセールスポイントの一つですが、予測困難なこれからの社会を生きるために必要な資質能力を一人一人の児童生徒が身に付けているかといえは十分とはいえません。そのため、義務教育段階においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、不断の授業改善を推進する必要があります。

また、年々増加傾向にある「不登校児童生徒への対応」や、「特別な教育的配慮を要する児童生徒への対応」も本町の学校教育の大きな課題です。特に「中1ギャップの解消」は不登校対策における喫緊の課題です。そのため、学級経営や生徒指導の充実はもとより、小学校高学年における教科担任制をするなど、既存の小・中学校の枠を越えた教育課程の工夫改善、義務教育の在り方探っていきたいとと考え、本委員会を設置しました。

2 目的

「令和の日本型学校教育」の実現、本町における学校教育の質の更なる向上を目指し、義務教育学校制度の導入をはじめ、町立学校において実現可能な教育課程や教育活動の工夫改善に関する内容について、有識者・学校関係者・保護者・地域関係者等、様々な立場の方々による多面的・多角的な検討を行い、町教育委員会への答申をまとめることを目的とします。

3 検討議題案

- (1) 9年間を見通した義務教育の在り方（義務教育学校制度の導入等）
 - ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ・ICTの最大限活用
 - ・小学校高学年における教科担任制の導入
 - ・小学校低学年からの系統的な英語学習
 - ・カリキュラム・マネジメントの充実
- (2) 不登校児童生徒の対応、特別な支援を要する児童生徒の対応
- (3) 学級経営、生徒指導の充実（いじめ・不登校の未然防止等）
- (4) 学校における働き方改革の更なる推進、教職員の資質・能力の向上
- (5) 学校と地域の連携・協働（学校運営協議会等の充実） など

■長与町あたらしい学校づくり検討委員会規則

令和6年3月22日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定により、長与町あたらしい学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(担当事務)

第2条 委員会は、義務教育学校制度及び週当たりの授業時数の見直しに係る事項の調査審議及び建議に関する事務を担当する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町立小・中学校長
- (3) 町立小・中学校のPTAの代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち、その職にあることによって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会の調査審議のために特別の必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員は、前項の調査審議が終了したときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、教育委員会が招集するものとする。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

■長与町あたらしい学校づくり検討委員会 委員等一覧

【 委 員 】

- 浅田 和伸（学識経験者：長崎県立大学学長）
木村 国広（学識経験者：長崎大学教育学部教授）
藤木 卓（学識経験者：活水女子大学健康生活学部教授）
原田 成信（地域関係者：高田地区コミュニティ推進活動会議推薦）
一瀬 竜義（保護者代表：長与町PTA連合会会長）
下村 朋美（保護者代表：高田中学校PTA副会長）
海部麻希子（保護者代表：高田小学校PTA副会長）
片岡 智子（学校関係者：長与町校長会理事）
高比良 尚（学校関係者：高田中学校長）
西田 聖治（学校関係者：高田小学校長）

【オブザーバー】

- 金崎 良一（長与町教育委員会教育長）
宮司 裕子（長与町教育委員会教育次長）
久原 和彦（長与町教育委員会教育総務課長）
山下 泰明（長与町教育委員会教委総務課長補佐）

【事務局】

- 鳥山 勝美（長与町教育委員会理事兼学校教育課長）
中原 忍（長与町教育委員会学校教育課指導主事）
西岡 将宏（長与町教育委員会学校教育課指導主事）
橋本 真実（長与町教育委員会学校教育課指導主事）

（順不同、敬称略）

- 1 会議は、原則公開とする。
- 2 配布資料は、原則として公開とする。
- 3 議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、出席者の確認を得る。
- 4 議事要旨については、原則として公開とずる。